

接続約款変更認可申請書



東相制第 12-0106 号
平成 25 年 1 月 22 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。
------	---------------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
第2 料金額

2-1~2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	262,083円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	108,680円	—
LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限りず。)	147,082円	
10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	175,503円	
20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	198,732円	
30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	219,166円	
40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	237,205円	
50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	253,646円	
60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	268,890円	
70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	282,935円	
80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	296,182円	
90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	401,099円	
100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	478,864円	
200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	543,053円	
300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	598,457円	
400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	648,271円	
500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	693,693円	
600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	735,520円	
700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	774,553円	
800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	811,190円	
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,101,294円	
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,317,527円	
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,497,424円	
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,654,162円	
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの		

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
第2 料金額

2-1~2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	250,000円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	118,162円	—
LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限りず。)	157,923円	
10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	187,321円	
20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	211,311円	
30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	232,148円	
40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	250,281円	
50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	267,063円	
60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	282,493円	
70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	297,021円	
80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	310,198円	
90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	415,382円	
100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	493,080円	
200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	556,811円	
300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	611,530円	
400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	660,842円	
500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	705,648円	
600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	746,850円	
700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	784,898円	
800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	821,143円	
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,104,744円	
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,315,801円	
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,490,812円	
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,643,295円	
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの		

	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,794,528円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,923,314円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,042,118円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,153,336円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,258,563円	

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

イーサネット フレーム ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	区分		備考
		区	分	
	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	199,061円		
	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	269,473円		
	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	321,611円		
	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	364,247円		
	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	401,766円		
	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	434,899円		
	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	465,109円		
	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	493,125円		
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	518,949円		
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	543,310円		
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	736,491円		
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	879,966円		
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	998,589円		
	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,101,130円		
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,193,438円		
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,277,706円		
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,355,395円		
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,427,967円		
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,496,153円		
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,038,404円		
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,445,427円		
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,785,933円		
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,084,043円		
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,352,183円		
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,599,126円		
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,827,795円		
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,042,576円		
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,246,392円		

2-7-2-12 (略)

	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,780,006円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,905,003円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,020,989円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,129,764円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,232,232円	

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

イーサネット フレーム ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	区分		備考
		区	分	
	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	181,528円		
	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	242,586円		
	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	287,719円		
	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	324,544円		
	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	356,523円		
	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	384,347円		
	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	410,095円		
	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	433,765円		
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	456,051円		
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	476,259円		
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	637,494円		
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	756,495円		
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	854,033円		
	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	937,724円		
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,013,107円		
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,081,566円		
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,144,486円		
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,202,559円		
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,257,863円		
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,689,741円		
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,010,149円		
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,275,168円		
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,505,569円		
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,711,737円		
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,899,905円		
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,074,224円		
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,237,467円		
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,391,016円		

2-7-2-12 (略)

2-1-3 ルーティング伝送機能

区分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルータ伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄の一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける11P通信網収容装置ごとに月額	1,454,151円	—
(2) 一般中継局ルータ接続ルータ伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	5,270,833円	—
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 閉門交換機接続ルータ伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに1秒ごとに	1,4742円 0,014970円	— —

2-1-3 ルーティング伝送機能

区分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルータ伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄の一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける11P通信網収容装置ごとに月額	1,248,594円	—
(2) 一般中継局ルータ接続ルータ伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	5,187,500円	—
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 閉門交換機接続ルータ伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに1秒ごとに	1,4813円 0,011947円	— —

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成25年4月1日から実施します。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			ウ 1 芯式 のもの	(7) 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに
				② 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①B欄 に規定する料金額
		(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②A欄 に規定する料金額	
		② 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②B欄 に規定する料金額		

区 分				単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			ウ 1 芯式 のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のも の	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①欄に 規定する料金額
		(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②欄に 規定する料金額		

		(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
		エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,478円	
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,420円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,478円		
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,420円		
		(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,672円		
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,613円		
(4)~(4)-2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		(ウ) (7) (イ)以外のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)③欄に規定する料金額		
			1回線ごとに	第6欄ア(7)③欄に規定する料金額		
		エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,082円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,082円	
(ウ) (7) (イ)以外のもの	1回線ごとに	6,264円				
	1回線ごとに	6,264円				
(4)~(4)-2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,667円</u>	—
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	<u>4,667円</u>		

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,211円</u>	—
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	<u>4,211円</u>		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号 光回線設備(光局外スプリッタを含みません)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,210円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,210円
			③ ①②以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,336円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,306円
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,210円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号 光回線設備(光局外スプリッタを含みません)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,041円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,041円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	3,132円
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,041円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,041円

				B 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線ご とに	3,210円	
		③ ①② 以外の もの		A 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日 まで適用する料金	1回線ご とに	3,336円	
				B 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線ご とに	3,306円	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを 含むものに限りませ す。)により1芯にて伝送を 行う機能	(7) 保 守の区 分がタ イプ1 -1の もの		① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,013円		
			② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	2,986円		
	(イ) 保 守の区 分がタ イプ1 -2の もの		① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,013円		
			② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	2,986円		
	(ウ) (7) (イ)以 外の もの		① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,099円		
			② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	3,071円		
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		③ ①②以外のもの			1回線ご とに	3,132円	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを 含むものに限りませ す。)により1芯にて伝送を 行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの				1回線ご とに	2,835円	
	(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの				1回線ご とに	2,835円	
	(ウ) (7)(イ)以外のもの				1回線ご とに	2,916円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,531円</u>	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,049円</u>	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,693円</u>	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,291円</u>	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,935円</u>	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,533円</u>	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,177円</u>	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,821円</u>	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,419円</u>	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,063円</u>	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,707円</u>	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,305円</u>	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,949円</u>	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,547円</u>			
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,943円</u>	—
		イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,123円</u>	

(8) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,545円</u>	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,261円</u>	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,937円</u>	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,613円</u>	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,289円</u>	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,965円</u>	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,641円</u>	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,265円</u>	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,941円</u>	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,617円</u>	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,293円</u>	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,969円</u>	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,645円</u>	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,321円</u>			
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,605円</u>	—
		イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,047円</u>	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区 分		単 位	料金額	備考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 りにより 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の 区別 がタ イプ 1- 1の もの	(7) 平成24 年4月1 日から平 成25年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,428円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			(4) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成25年4月1日 から平成26年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			(4) 平成26 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(7)欄に規定す る料金額に、600円 を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則(消費税 相当額の加算)の 規定にかかわら ず左欄に掲げる 600円のうち、585 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区 分		単 位	料金額	備考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 りにより 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の 区 別 が タ イ プ 1 - 1 の も の	(7) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,356円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			(4) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			(4) 平成27 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額に、600 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則(消費税 相当額の加算)の 規定にかかわら ず左欄に掲げる 600円のうち、585 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。

イ 保守の 区別 がタイプ 1-2の もの	(7) 平成24 年4月1 日から平 成25年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,428円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
	(イ) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成25年4月1日 から平成26年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
	(ウ) 平成26 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(イ)欄に規定す る料金額に、600円 を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる600円 のうち、585円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。

イ 保守の 区別 がタイプ 1-2の もの	(7) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,356円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
	(イ) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
	(ウ) 平成27 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(イ)欄に規定 する料金額に、600 円を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる600円 のうち、585円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。
		1回線 ごとに	平成27年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(イ)欄に規定す る料金額に、491円 を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる491円 のうち、479円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。

		ウ ア イ 以 外 の もの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,498円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			(イ) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額
			(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額

		ウ ア イ 以 外 の もの	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,423円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額
			(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額
			(イ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額

2-1-1-2 加算料

				月額	
区分			単位	料金額	備考
ア (略)			(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(イ)②欄に規定する料金額
		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	164円
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	170円
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	328円	
		(イ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	340円	

2-1-1-2 加算料

				月額	
区分			単位	料金額	備考
ア (略)			(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(イ)②欄に規定する料金額
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	162円	
	ウ 2芯式のもの	(イ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	324円	

(2) 2-1-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274円	(略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274円	(略)
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	282円	(略)
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	287円	(略)
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	287円	(略)
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	296円	(略)
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281円	(略)
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281円	(略)
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	289円	(略)

(2) 2-1-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	261円	(略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	261円	(略)
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	269円	(略)
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	273円	(略)
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	273円	(略)
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281円	(略)
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	268円	(略)
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	268円	(略)
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	276円	(略)

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,986 円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,986 円	
		(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,099 円	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,071 円	
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,835 円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,835 円	
		(ウ) (7)(4)以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,916 円	
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄に規定する機能に係る加算料	光信号主 端末回線 に係る加 算料	ア 保守の 区別がタイプ1- 1のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,428円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			(イ) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄に規定する機能に係る加算料	光信号主 端末回線 に係る加 算料	ア 保守の 区別がタイプ1- 1のもの	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1光信号主 端末回線 ごとに	2,356円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主 端末回線 ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1光信号主 端末回線 ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,428円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(イ) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,356円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ アイ以外のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,498円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(イ) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ アイ以外のもの	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,423円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）- 1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	ア 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで用する料金	1回線ごとに	13,345円	—
			イ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	13,225円	

（1）- 2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	ア 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	656円	—	
		イ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	680円		

（2）- 1 ~（2）- 2 （略）

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）- 1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	1回線ごとに		12,529円	—

（1）- 2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	1回線ごとに		648円	—	

（2）- 1 ~（2）- 2 （略）

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成25年4月1日から実施します。